

令和7年度申請（8年度事業）

共同募金配分〈地域配分〉申請の手引き

（特別配分 編）

〈この配分は・・・〉

- 地域における住民主体の福祉活動を一層強化する
- 地域の各種団体が協働の取組みを広げる
- 地域のつながりを再構築する

これらを実現するために、
町民による福祉活動、その組織づくりと活動拠点の整備を支援します。



〈ご案内〉

共同募金の配分は「広域配分」と「地域配分」に区分されます。

この手引きは、玉村町共同募金委員会で取り扱う「地域配分」について説明しています。

令和7年度共同募金〈地域配分〉申請の手引き

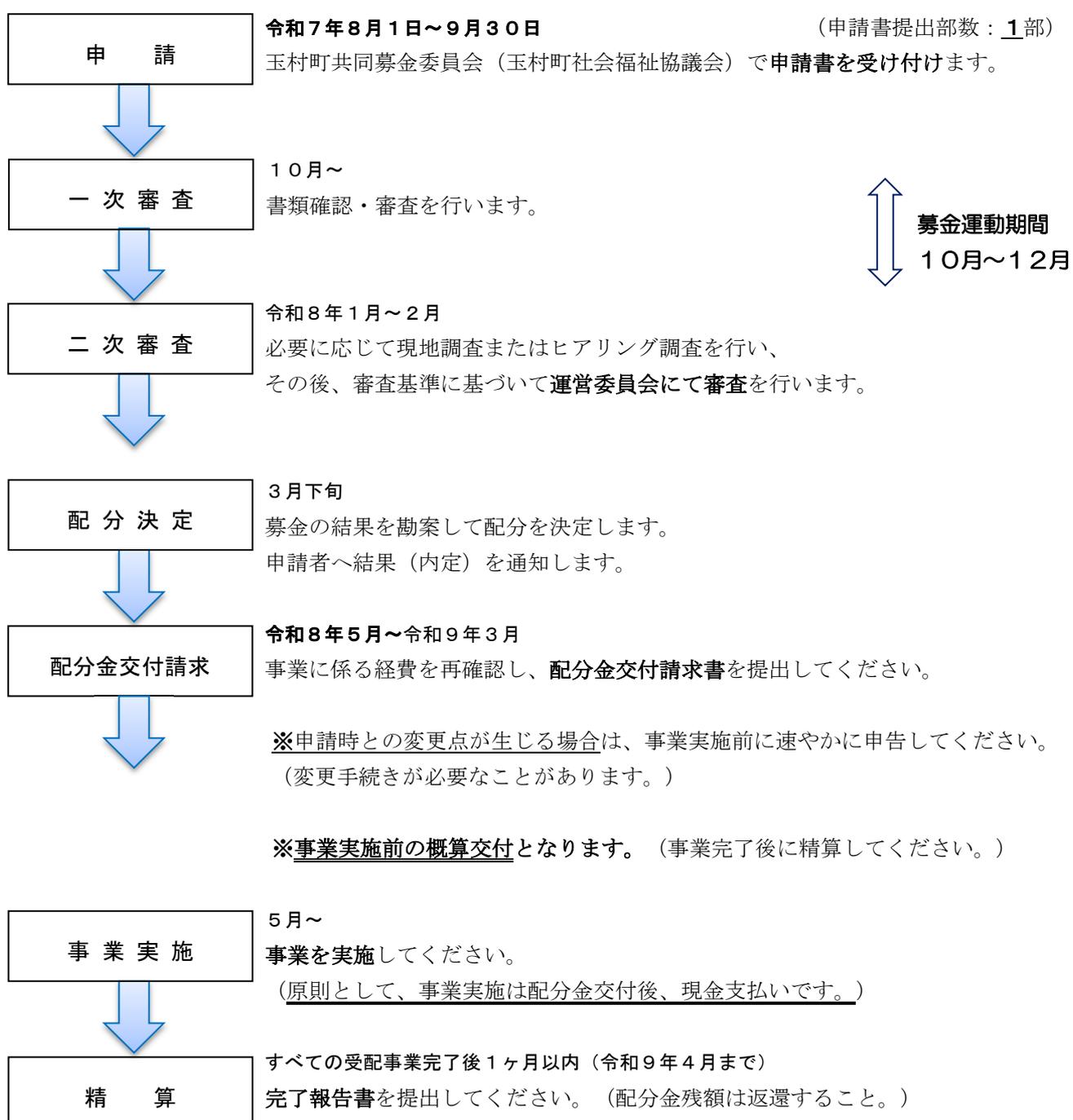
(特別配分 編)

令和7年度共同募金は、令和8年度に実施する事業に対して配分します。
この配分を受けるにあたっては、「共同募金配分規程」(以下「規程」という。)を遵守してください。

I ●この手引きの対象 (詳細は次ページ参照)

特別配分対象となりうる団体・組織等で、令和8年度に事業実施を希望するもの。

II ●申請から事業実施までの流れ



Ⅲ●配分基準等

1 対象団体・組織等

◇各行政区

◇各行政区の町民で構成される「任意団体・組織・グループ等」(※)

(※ 任意団体・組織・グループ等とは、法人格こそないが、法人同様に規約・役員体制・運営組織等が整備され、独立して主体的な運営がなされている団体です。)

2 対象事業

◇地域住民の健康づくり・仲間づくり・地域福祉づくりを目的とした事業

◇地域の絆を強め、地域力を高める事業

<例えば…このような事業を支援します。>

- ・子ども食堂
- ・子どもの学習支援
- ・居場所、高齢者の社会参加と健康づくり活動
- ・障害者児サロン、社会参加と健康づくり活動
- ・上記の機能を合わせ持った事業および地域住民の交流事業
- ・自主防災組織等の災害時に備えた活動、防犯パトロールや見守り活動等、災害防犯関連事業

3 対象経費

◇食材費

※参加者の体験作業共同作業、ボランティア活動等による手作り品提供のための原材料費

◇消耗品費

◇汎用器具什器(備品)費(地域住民が使用する器具什器等)

◇謝礼費

◇印刷製本費・広報費

◇その他(事業運営に係る費用等)

4 対象外事業・経費

▲会費や協賛金などの収入が期待され、その財源で実施することが可能な事業

▲他の財源をもって実施することが適当と認められる事業

▲会員・構成員同士の親睦のみを目的とした事業

- ・個人の弁当代
- ・飲食店内における飲食提供経費

▲酒類等に支出した経費

5 配分対象団体・組織等数および配分額

◇対象数 10団体・組織

◇配分額 1団体1事業の上限額5万円(千円単位とし千円未満切り捨てる)

6 留意事項

- (1) 原則として、同一申請者が同一年度に複数の申請書を提出できません。
- (2) 地域福祉活動計画に沿った事業など玉村町域内を見渡しながらニーズ調整して実施する事業や、地域福祉の課題解決に向けて住民参加を積極的に促しながら実施する事業を優先します。

IV●配分申請書の作成方法および提出先等

1 申請理由（事業目的）の明確化

申請事業の目的（特に解決したい社会課題・地域課題等）を明確化しましょう。

なぜ配分金が必要なのかを団体・組織のメンバーと協議してください。また、実施事業に配分金を受けることにより、何が充実し、自分の町・地域がどのようによくなるのかを申請書にご記入ください。

2 配分申請書の作成

(1) 「申請事業の実施概要」欄：1で話し合ったことをまとめ、現状と解決したい課題、事業内容を具体的に記述してください。

(2) 「経費内訳」欄：申請事業にかかる経費を記入します。

1年間の事業運営やイベント等への配分申請はその事業の経費全てについて、汎用器具什器（備品）費等1つの項目のみの配分申請はその項目について、見積もった内訳と金額を記入してください。

(3) 「資金内訳」欄：②の合計金額について、

共同募金配分金、他からの補助金、申請者自己資金等の金額を記入します。配分金額は千円単位（千円未満切り捨て）です。

(4) 添付書類を用意する

- ・見積書のコピー、カタログ（備品を購入する場合）
- ・定款・会則のコピー
- ・令和6年度の団体・組織の事業報告書・決算書
- ・令和7年度の団体・組織の事業計画書・予算書
- ・その他、事業内容や現状が確認できる写真等を添付する。

3 申請方法

受付窓口：玉村町共同募金委員会（玉村町社会福祉協議会）

受付期間：令和7年8月1日～9月30日（郵送不可）

※同封の申請用紙をご活用ください。

また、玉村町社会福祉協議会ホームページからもダウンロードできます。

[URL] <http://tamamura-shakyo.or.jp/kyoubo.html>

※申請書の記入等、窓口にてお手伝いします。

事前にお電話でご連絡ください。